

	<h1>鳥取県公報</h1>	令和3年7月13日（火） 号外第74号
		毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 規 則	鳥取県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則の一部を改正する規則（38）（医療・保険課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
-------	--

———公布された規則のあらまし———

◇鳥取県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

1 規則の改正理由

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 薬局管理者の薬局外の実務従事等の許可について定めた規定及び様式中引用する医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の条項を改める。
- (2) その他所要の規定の整備を行う。
- (3) 施行期日は、令和3年8月1日とする。

規 則

鳥取県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年7月13日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第38号

鳥取県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

鳥取県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則（昭和37年鳥取県規則第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(薬局管理者の薬局外の実務従事等の許可)</p> <p>第3条 法第7条第4項<u>ただし書</u>（法第17条第8項、<u>第23条の2の14第13項</u>及び第68条の16第2項において準用する場合を含む。）、<u>第28条第4項ただし書</u>、<u>第35条第4項ただし書</u>、第39条の2第2項ただし書又は第40条の6第2項ただし書の許可を受けようとする者は、別記様式第1号による申請書を知事（前条第1項第3号に掲げるものあつては総合事務所長。第3項及び第4項において同じ。）に提出しなければならない。</p> <p>2～4 略</p> <p>別記様式第1号（第3条関係） 管理薬局（店舗・営業所・製造所）外兼務許可申請書 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px 0;">略</div> 上記により医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（<u>第17条第8項・第23条の2の14第13項</u>・第68条の16第2項において準用する）<u>第7条第4項</u>（<u>第28条第4項</u>・<u>第35条第4項</u>・第39条の2第2項・第40条の6第2項）<u>ただし書</u>の規定による許可を申請します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">住所 氏名</p> <p>鳥取県知事 様 (総合事務所長)</p> <p>別記様式第2号（第3条関係） 鳥取県指令第 号</p>	<p>(薬局管理者の薬局外の実務従事等の許可)</p> <p>第3条 法第7条第3項<u>ただし書</u>（法第17条第4項、<u>第23条の2の14第6項</u>及び第68条の16第2項において準用する場合を含む。）、<u>第28条第3項ただし書</u>、<u>第35条第3項ただし書</u>、第39条の2第2項ただし書又は第40条の6第2項ただし書の許可を受けようとする者は、別記様式第1号による申請書を知事（前条第1項第3号に掲げるものあつては総合事務所長。第3項及び第4項において同じ。）に提出しなければならない。</p> <p>2～4 略</p> <p>別記様式第1号（第3条関係） 管理薬局（店舗・営業所・製造所）外兼務許可申請書 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px 0;">略</div> 上記により医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（<u>第17条第4項・第23条の2の14第6項</u>・第68条の16第2項において準用する）<u>第7条第3項</u>（<u>第28条第3項</u>・<u>第35条第3項</u>・第39条の2第2項・第40条の6第2項）<u>ただし書</u>の規定による許可を申請します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">住所 氏名 ㊟</p> <p>鳥取県知事 様 (総合事務所長)</p> <p>別記様式第2号（第3条関係） 鳥取県指令第 号</p>

<p>管理薬局（店舗・営業所・製造所）外兼務許可証</p> <p>氏名</p> <p>薬局（店舗・営業所・製造所）の名称（法人にあつてはその名称）</p> <p>薬局（店舗・営業所・製造所）の所在地</p> <p>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（<u>第17条第8項・第23条の2の14第13項・第68条の16第2項において準用する</u>）<u>第7条第4項（第28条第4項・第35条第4項・第39条の2第2項・第40条の6第2項）</u>ただし書の規定により、管理薬局（店舗・営業所・製造所）外兼務を下記のとおり許可する。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">鳥取県知事 印</p> <p style="text-align: center;">（総合事務所長）</p> <p>記</p> <p>兼務場所</p> <p>兼務内容</p> <p>許可期間</p> <p>許可条件</p>	<p>管理薬局（店舗・営業所・製造所）外兼務許可証</p> <p>氏名</p> <p>薬局（店舗・営業所・製造所）の名称（法人にあつてはその名称）</p> <p>薬局（店舗・営業所・製造所）の所在地</p> <p>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（<u>第17条第4項・第23条の2の14第6項・第68条の16第2項において準用する</u>）<u>第7条第3項（第28条第3項・第35条第3項・第39条の2第2項・第40条の6第2項）</u>ただし書の規定により、管理薬局（店舗・営業所・製造所）外兼務を下記のとおり許可する。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">鳥取県知事 印</p> <p style="text-align: center;">（総合事務所長）</p> <p>記</p> <p>兼務場所</p> <p>兼務内容</p> <p>許可期間</p> <p>許可条件</p>
---	--

附 則

この規則は、令和3年8月1日から施行する。